

別表第5号表 (第23条関係)

1 特殊手荷物運賃

令和1年10月1日改訂

種 別	区 間					
	鹿兒島					
km	94 km					
自転車、小児用の車その他道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第4項の車	780 円	竹 島				
原動機付き自転車	1,780 円					
二輪自動車 (総排気量0.75リットル未満)	2,560 円					
二輪自動車 (総排気量0.75リットル以上)	3,340 円					
km	108 km	14 km				
自転車、小児用の車その他道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第4項の車	780 円	780 円	硫黄島			
原動機付き自転車	1,780 円	1,780 円				
二輪自動車 (総排気量0.75リットル未満)	2,560 円	2,560 円				
二輪自動車 (総排気量0.75リットル以上)	3,340 円	3,340 円				
km	144 km	50 km	36 km			
自転車、小児用の車その他道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第4項の車	780 円	780 円	780 円	大 里		
原動機付き自転車	1,780 円	1,780 円	1,780 円			
二輪自動車 (総排気量0.75リットル未満)	2,560 円	2,560 円	2,560 円			
二輪自動車 (総排気量0.75リットル以上)	3,340 円	3,340 円	3,340 円			
km	153 km	59 km	45 km	9 km		
自転車、小児用の車その他道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第4項の車	780 円	780 円	780 円	片 泊		
原動機付き自転車	1,780 円	1,780 円	1,780 円			
二輪自動車 (総排気量0.75リットル未満)	2,560 円	2,560 円	2,560 円			
二輪自動車 (総排気量0.75リットル以上)	3,340 円	3,340 円	3,340 円			
km	213 km	110 km	106 km	69 km	60 km	
自転車、小児用の車その他道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第4項の車	1,560 円	780 円	780 円	780 円	780 円	枕 崎
原動機付き自転車	3,560 円	1,780 円	1,780 円	1,780 円	1,780 円	
二輪自動車 (総排気量0.75リットル未満)	5,130 円	2,560 円	2,560 円	2,560 円	2,560 円	
二輪自動車 (総排気量0.75リットル以上)	6,700 円	3,340 円	3,340 円	3,340 円	3,340 円	

※ 原動機付自転車運賃額適用は  
 プレートの色 50cc → 白色  
 90cc → 黄色  
 125cc → ピンク